

令和5年7月12日  
原子力科学研究所  
臨界ホット試験技術部

## 軽水臨界実験装置（TCA）施設における廃止措置計画の工程延伸に係る行政相談

原子力科学研究所の軽水臨界実験装置（TCA）施設については、令和3年3月17日に廃止措置計画の認可を取得し、その後令和5年1月25日付で廃止措置計画の変更届（工程の変更）を提出している。

現在、使用済燃料の引渡し時期を2024年度（令和6年度）までとしているが、引渡し先のSTACY施設の工事計画について、昨今の物価上昇や国際情勢の変化による部材の流通状況を踏まえて使用済棒状燃料貯蔵設備に係る製作、検査に係る契約内容を見直し、当該設備の設置時期が2025年度（令和7年度）となったことから、燃料搬出時期を2025年度（令和7年度）に延伸することを検討している。それに伴い、第2段階（維持管理段階）の終期を2025年度（令和7年度）から2026年度（令和8年度）に、解体撤去工事の着手予定時期を2026年度（令和8年度）から2027年度（令和9年度）にそれぞれ1年ずつ延伸することを検討している。第1段階の汚染状況の調査の終期についても、使用済燃料を貯蔵している燃料貯蔵室及び燃料貯蔵室に設置されている燃料要素格納容器に係る調査が燃料搬出完了まで実施できないため、1年延伸となる。変更前後の全体工程を別紙1に示す。なお、延伸に伴うTCA施設の廃止措置計画の工程及びSTACY施設の運転計画への影響は無い。

現在、使用済燃料はTCA施設燃料貯蔵室内の燃料要素格納容器に貯蔵されている。燃料貯蔵室及び燃料要素格納容器は、燃料の引渡しが完了するまで性能維持施設として継続して適切に維持管理する。このことから、本変更に伴う一般公衆及び放射線業務従事者への被ばく影響はないため、保全上何ら影響はない。

この廃止措置計画の工程変更（延伸）について、保全上支障がない変更該当するため、廃止措置計画に係る軽微な変更（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十六条の八）に伴う届け出でよいか相談したい。なお、軽微な変更に伴う届け出となった場合の起点日は、本行政相談結果を反映した計画の変更案が機構上層部に承認され、変更の意思決定がなされた日という整理をしている。

		変更後				
年度	2019	2021～2024	2025 <sup>*1</sup> ～2026	2027	2028	2029
工 程	▲ 廃止措置計画 認可申請	第1段階 <sup>*1</sup> (原子炉の機能停止から 燃料搬出までの段階)		第3段階 (解体費去段階)		
	▲ 廃止措置計画 認可申請	・原子炉の機能停止に係る措置 ・汚染状況の調査 ・燃料の引き渡し	・解体主明等の検討 ・解体作業準備	・居室建家の施設・設備の解体撤去 <sup>*2</sup> ・附属建家（燃料貯蔵室、作業室等）の施設・設備の解体撤去 <sup>*2</sup> ・廃水タンク室の施設・設備の解体撤去 ・排風機エリア等の施設・設備の解体撤去	・居室建家、附属建家等の管理区域撤除	・建家等の解体
項 目						

\*1 廃止措置の第1段階～第2段階において、解体撤去で発生する廃棄物の取扱いに関する事前評価のため、試料採取及び分析を行う。  
\*2 管理区域を撤除するまで機能を維持し、き放材料線管理施設を除く。  
\*3 燃料の搬出が完了した時点で、第1段階から第2段階へ移行する。

		変更前				
年度	2019	2021～2023	2024 <sup>*1</sup> ～2025	2026	2027	2028
工 程	▲ 廃止措置計画 認可申請	第1段階 <sup>*1</sup> (原子炉の機能停止から 燃料搬出までの段階)		第3段階 (解体費去段階)		
	▲ 廃止措置計画 認可申請	・原子炉の機能停止に係る措置 ・汚染状況の調査 ・燃料の引き渡し	・解体主明等の検討 ・解体作業準備	・居室建家の施設・設備の解体撤去 <sup>*2</sup> ・附属建家（燃料貯蔵室、作業室等）の施設・設備の解体撤去 <sup>*2</sup> ・廃水タンク室の施設・設備の解体撤去 ・排風機エリア等の施設・設備の解体撤去	・居室建家、附属建家等の管理区域撤除	・建家等の解体
項 目						

\*1 廃止措置の第1段階～第2段階において、解体撤去で発生する廃棄物の取扱いに関する事前評価のため、試料採取及び分析を行う。  
\*2 管理区域を撤除するまで機能を維持し、き放材料線管理施設を除く。  
\*3 燃料の搬出が完了した時点で、第1段階から第2段階へ移行する。